

6 課税標準

【新設】(恒久的施設を有する外国法人の課税標準)

20-4-1 恒久的施設を有する外国法人については、法第138条第1項第2号から第6号まで《国内源泉所得》に掲げる所得であっても、同項第1号に掲げる所得に該当するものは、同号に掲げる所得として、法第141条《課税標準》の規定を適用することに留意する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、法人税法第138条第1項第1号《恒久的施設帰属所得》に掲げる恒久的施設帰属所得及び同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得（恒久的施設帰属所得に該当するものを除く。）に係る所得の金額と規定され、これらの所得の金額を通算しないこととされた（法141一）。
- 2 同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得で恒久的施設に帰せられるべきものは、恒久的施設帰属所得にも該当することとなるが、同項の規定上、その重複は排除されていない。

これらの所得については、同項第1号に掲げる恒久的施設帰属所得として課税対象とされるのか、同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得として課税対象とされるのか疑義が生じるところ、本通達では、同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得に該当するものであっても、恒久的施設帰属所得に該当するものは、恒久的施設帰属所得として課税対象とされることを留意的に明らかにしている。